

第拾九號

明治八年五月第九拾壹號布告大審院諸裁判所職制章程同年同月第九拾三號布告控訴上告手續別冊ノ通改正候條此旨布告候事  
但巡回裁判規則判事職制通則ハ删除候事

明治十年二月十九日

右大臣岩倉具視

大審院職制

長一人

一等判事ヲ以テ之ニ充ツ

院長ハ課ヲ分テ主任ヲ命シ隨時各庭ニ臨ミ民刑事件ヲ聽理スルヲ掌ル

判事

第一 民事刑事ノ上告ヲ判理シ裁判ノ不法ナル者ヲ破毀シ及ヒ内  
外交渉ノ事件重大ナルモノ並ニ判事ノ犯罪ヲ審判スルヲ掌ル

第二 死罪ノ案ヲ審閱スルヲ掌ル

屬

## 大審院章程

## 第一條

大審院ハ民事刑事ノ上告ヲ受ケ上等裁判所以下ノ審判ノ不法ナル者ヲ破毀シテ法憲ノ統一ヲ主持スルノ所トス

## 第二條

審判ノ不法ナル者ヲ破毀スルノ後它ノ裁判所ニ移シテ之ヲ判決セシム又便宜ニ大審院自ラ之ヲ判決スルコトヲ得

## 第三條

已ニ它ノ裁判所ニ移シテ之ヲ判決セシムルノ後其裁判所亦大審院ノ旨ニ循ハサル時ハ大審院更ニ自ラ之ヲ判決ス

第四條

陸海軍裁判所ノ裁判權限ヲ越ユル者ハ其裁判ヲ破毀シテ之ヲ當然ノ裁判所ニ付ス

第五條

各判事ノ犯罪其違警犯ヲ除クノ外大審院之ヲ審判ス

第六條

内外交渉民事事件ノ重大ナル者ヲ審判ス

第七條

各上等裁判所ヨリ送呈スル所ノ死罪按ヲ審閱シ批可シテ送還ス其否トスルモノハ更ニ律ヲ擬シテ還付ス

上等裁判所職制

長一人

勅任判事ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ課ヲ分テ主任ヲ命シ隨時各庭ニ臨ミ民刑事事件ヲ聽理スルヲ掌ル

判事

第一 管内ノ控訴ヲ受ケ之ヲ覆審スルヲ掌ル

第二 管内死罪ノ獄ヲ判決スルヲ掌ル

判事補

事ヲ判事ニ受ケ審判スルヲ掌ル

屬

上等裁判所章程

第一條

上等裁判所ハ地方裁判所ノ裁判ニ服セスシテ控訴スル者ヲ覆審ス

第二條

各地方裁判所ヨリ具スル所ノ死罪ヲ判決シテ大審院ノ批可ヲ取り然  
ル後原裁判所ニ付シテ宣告セシム

第三條

各地方裁判所ヨリ送呈スル所ノ終身懲役罪案ヲ審批ス

地方裁判所職制

長一人

奏任判事ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ謀ヲ分チ主任ヲ命スルコトヲ掌ル他ハ判事ニ同シ

判事

民事ヲ初密シ刑事懲役以下ヲ審判スルコトヲ掌ル

判事補

事ヲ判事ニ受ケ審判スルコトヲ掌ル

屬

地方裁判所章程

第一條

地方裁判所ハ一切ノ民事及刑事懲役以下ヲ審判ス

第二條

地方裁判所ニ於テ審判シタル民事ハ輕重トナク皆初審トス

第三條

民事事ノ内外ニ交渉シタル者ハ其輕キハ直ニ之ヲ裁決シ其ノ重キハ一面之ヲ聽理シ一面之ヲ司法卿ニ具申スヘシ

第四條

死罪ハ審訊シテ文案證據及ヒ擬律案ヲ具へ上等裁判所ニ遞送シ其行下ヲ得テ宣告ス

第五條



1900

終身懲役ハ擬律案ヲ具ヘテ上等裁判所ノ審批ヲ取り然ル後ニ宣告ス

九

控訴上告手續

第一章

控訴ノ事

第一條 凡ソ地方裁判所ノ初審ニ服セスシテ再ヒ上等裁判所ニ訴ヘ  
覆審ヲ求ムル者之ヲ控訴ト云

第二條 控訴ハ民事ニ止マリ刑事ニ及ハス

第三條 控訴ハ一タヒスルコヲ得再ヒスルコヲ得ス

第四條 地方裁判所ニ於テ裁判ノ言渡ヲ爲シタル時原告被告ノ雙方

又ハ一方ノ者其裁判ニ不服ナル時ハ裁判言渡ヨリ第七日マテニ

言渡ノ翌日 裁判言渡ノ事理ヲ熟考シ其翌日ニ至リ控訴スルコヲ得

ヨリ數フヘシ但シ訴訟ノ案件商事ニ係リ急速ニ控訴スルコヲ要スルノ場合

第五條  
十  
改正

8900

ニ於テハ七日内ト雖モ控訴スルコヲ得

第五條 地方裁判所ノ裁判言渡ヨリ三箇月三十日ヲ以テ一月トスヲ過ルキハ控

訴スルコヲ許サス但シ地方裁判所ヨリ上等裁判所ニ至ルノ距離八

里ヨリ遠キキハ期限三箇月ノ外八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ増スヘシ

第六條 控訴ヲ爲ス者ハ其初審ヲ受ケタル地方裁判所ニ届ケ出ツヘ

シ但シ添翰ヲ乞フニ及ハス

第七條 前條ノ届ヲ受ケ取りタル地方裁判所ハ裁判言渡ノ執行ヲ停

止スヘシ若シ上等裁判所ノ請求アル時ハ地方裁判所ニ於テノ訴狀

答書口書裁判見込等ヲ差出スヘシ

第八條 上等裁判所ニ捧クルノ訴狀ハ訴答文例ニ照準スヘシ

第二章

上告總則ノ事

第九條 各裁判所ノ終審ヲ不法ナリトシ大審院ニ向テ取消ヲ求ムル者之ヲ上告ト云

第十條 上告スルコトヲ得ルノ事件ハ

第一 裁判所管理ノ權限ヲ越ニ

第二 聽斷ノ定規ニ乖ク

第三 裁判法律ニ違フ

第十一條 大審院ハ上告ヲ受クルノ所ニシテ控訴ヲ受クルノ所ニア

ラス故ニ控訴スヘキノ事ヲ以テ誤テ上告スル者アルモ之ヲ斥ケテ  
理セス

第十二條 陸海軍ノ裁判權限ヲ越ル者ハ之ヲ大審院ニ上告スルコトヲ

得

第十三條 凡ソ上告シタル者已ニ大審院ノ判決ヲ經レハ更ニ訴フル  
コヲ得ス

第三章

民事上告ノ事

第十四條 民事ノ上告スルコヲ得ル者ハ已ニ上等裁判所ニ控訴シ其  
審判ヲ經タル者ニ限ル

第十五條 上告ヲ爲ント欲スル者ハ裁判言渡ヨリ二月内ニ上告狀ヲ  
大審院ニ捧クヘシ而シテ同時被告人ニ通知スルヲ要ス若シ原裁判所  
ヨリ大審院ニ至ルノ距離八里ヨリ遠キ時ハ二月ノ外八里毎ニ一日  
ヲ増ス此定期ヲ過レハ上告スルコヲ許サス

四

上告狀中ニハ必ス左ノ事實ヲ記載スヘシ

第一 原告人ノ住所身分氏名

第二 代言人アレハ其住所身分氏名

第三 被告人ノ住所身分氏名

第四 証人又ハ引合人アレハ其住所身分氏名

第五 地方裁判所ニ出訴シ又ハ被告ニテ呼出サレタル年月日及

ヒ裁判言渡ヲ受ケタル年月日

第六 上等裁判所ニ控訴シ又ハ被告ニテ呼出サレタル年月日及

ヒ裁判言渡ヲ受ケタル年月日

上告狀ハ正本一册及ヒ副本五册ヲ差出スヘシ

上告狀ニハ必ス左ノ書類ヲ添ヘ差出スヘシ

第一 地方裁判所ニ於テノ訴狀并ニ答書ノ寫及ヒ裁判言渡書ノ

寫

第二 上等裁判所ニ於テノ訴狀并ニ答書ノ寫及ヒ裁判言渡書ノ寫

第三 上告狀中ニ憑據トナス書類ノ寫ノ各書類ニ番號ヲ朱書シ

編シテ一冊ト爲シ又ハ葉數多ニ付編シテ幾冊ト爲シタル者

右ノ訴狀又ハ答書及ヒ憑據ノ書類ノ寫ヲ所持セサル者ハ原裁判所

ニ出願シ裁判所ノ簿冊ヲ訟庭ニ取下ケ見坐ノ目前ニ於テ之ヲ寫シ

取ルコヲ得ヘシ

若シ原裁判所ニ於テ書類寫取ノ出願ヲ許サ、ルニ因リ上告人其寫

ヲ出シ能ハサル時ハ其旨ヲ上告狀中ニ記載スヘシ

第十六條 上告者ハ其上告狀ニ添テ金拾圓ヲ大審院ニ預クヘシ若シ

其金高ヲ預ケサルルハ上告ヲナスコトヲ得ス

第一 若シ上告ヲ取上ケサルルハ其預リ金ヲ没入ス

第二 若シ上告ヲ取上ケ原裁判ヲ破毀シタル時ハ預リ金ヲ還付

ス

第三 若シ上告ヲ取上ケ被告人ト對審シタルノ後之ヲ斥ケテ原

裁判ヲ破毀セサル時ハ預リ金ヲ没入シ又訴訟入費規則ニ照シ

テ被告人ノ費用ヲ償ハシム 被告人トハ上告者ノ相手方ヲ云

第十七條 上告ヲ爲ス者ハ先ツ原裁判所ニ届出ツヘシ原裁判所ニ於

テハ書類ヲ三日内ニ大審院ニ遞送スヘシ

第十八條 上告ニ付テハ裁判ノ執行ヲ停メス大審院已ニ原裁判ヲ破

毀スルニ至レハ即日原裁判所ニ通報シテ 大審院ヨリ郵信ヲ發ス 執行ヲ止メ更



ニ審判落着ノ日ニ至テ前ノ執行ヲ取消シテ後ノ裁判ヲ執行セシム  
人シ

但内國人ヨリ裁判外ノ人民ニ對シ又ハ裁判外ノ人民ヨリ内國人  
ニ對スル上告ハ原裁判ノ執行ヲ停ムヘシ

第十九條 上告狀ハ原告人自ラ之ヲ捧クルモ又ハ代理人ヲシテ之ヲ  
捧ケシムルモ本人ノ意ニ任ス

第二十條 大審院ニ於テ判事審聽シ不當ナル上告ナリト決スル時ハ  
何々ノ理由ヲ以テ上告ヲ受理セサルノ旨ヲ言渡スヘシ

第二十一條 判事審聽シテ當然ノ上告ナリトシ之ヲ判決スヘキ旨ヲ  
言渡シタル時ハ其後二日以内ニ被告人呼出狀ヲ仕出ス可シ此ノ呼出  
狀ニハ上告狀ノ副本ヲ添フヘシ

第二十二條 被告人ハ呼出狀ヲ受取リタルヨリ三十日内ニ答辨書ヲ作り自身又ハ代言人ヨリ之ヲ大審院ニ捧クヘシ但被告人ノ住所ヨリ大審院ニ至ルノ距離八里ヨリ遠キハ八里毎ニ一日ヲ増スヘシ

第二十三條 大審院ニ於テ被告人ノ答辨書ヲ受取リシハ院長ヨリ判事ノ中ニ於テ一人ノ主任ヲ命シ一件書類ヲ取纏メ遅緩ナク一件始末書ヲ作ラシメ然ル後ニ原被對審ノ日ヲ豫定シ三日以前ニ原被對審ノ呼出狀ヲ原被雙方ニ送達スヘシ

第二十四條 原被對審ノ節ハ判事席ニ臨ミ最初ニ主任判事一件始末ヲ宣讀シ次ニ原告ノ陳述次ニ被告ノ陳述次ニ原被交互ノ論辨ヲ審聽シ而シテ後ニ原告人上告理アリト決スルハ何々ノ理由ヲ以テ原裁判所ノ裁判ヲ破毀スルニ付更ニ某裁判所ニ於テ裁判ヲ受クヘ

キ旨又ハ大審院ニ於テ裁判スヘキ旨ヲ言渡スヘシ

第二十五條 若シ原告人ノ上告理ナシト決スルキハ何々ノ理由ヲ以テ上告ヲ斥クル旨ヲ言渡スヘシ

第四章

刑事上告ノ事

第二十六條 違警罪及死罪ヲ除クノ外一切ノ刑事皆上告スルコトヲ得

第二十七條 刑事ニ付キ上告スルコトヲ得ヘキノ人

第一 刑ノ言渡シヲ受ケタル者

第二 檢事檢事ナキノ地方ハ警察官之ニ代ルコトヲ得

第二十八條 刑ノ言渡シヲ受ケタル者上告ヲ爲サント欲スル時ハ其言渡ヨリ第三日迄ニ三日間ハ上告願狀ヲ其裁判所ニ捧ケ又第十日 決行セス

迄ニ上告趣意明細書ヲ捧クヘシ

但裁判所ハ決放ヲ執行スル所ノ地方官ニ其事ヲ達スヘシ

第二十九條 檢事ノ上告セント欲スル者ハ裁判言渡ヨリ二十四時ノ

内ニ上告ヲ爲スコヲ刑ノ言渡シヲ受タル者ニ達シ又第十日迄ニ上

告趣意明細書ヲ作り之ヲ司法卿ニ遞送スヘシ

但檢事ハ上告ヲ爲スコヲ決放ヲ執行スル所ノ地方官ニ通知スヘ

シ

第三十條 檢事及刑ノ言渡ヲ受タル者上告ノ期ヲ過ル時ハ上告ノ權

ヲ失フヘシ

第三十一條 決放ヲ執行スル所ノ地方官ハ刑ノ言渡ヲ受タル者若ク

ハ檢事ヨリ上告スルコヲ達シタルキハ決行ヲ止メ以テ上告ノ落着

ヲ待チ獄舎ニ於テハ其刑ノ言渡ヲ受タル者ヲ別舎ニ勾置スヘシ別

ナキ者ハ便宜ニ隨  
ヒ監護スルヲ要ス

第三十二條 刑ノ言渡ヲ受タル者自ラ上告狀ヲ書記スルコト能ハサル

時ハ代理人ヲ獄中ニ延キ獄中ヲ割リテ應接所ヲ設ケ  
他ノ囚人ト混セサルヲ要ス上告趣意明細

書ヲ代書セシムルコトヲ得其代理人ハ明細書ニ本人ト共ニ姓名ヲ記

ス可シ本人自ラ姓名ヲ記スルコト能ハサルハ其事ヲ肩書スヘシ

但代理人ヲ獄舎ニ延クハ之ヲ看守者ニ告ケ看守者ハ之ヲ裁判

所ニ届クヘシ

第三十三條 刑ノ言渡ヲ受タル者幼年十五年未  
滿ヲ云ニシテ上告ヲ爲スノ

權利アルコトヲ知ラサルハ其親族五等親  
ヲ云代リテ爲ニ上告スルコトヲ

得

第三十四條 裁判所ニ於テ上告趣意明細書ヲ受取タルトハ其文書類ヲ并セテ三日内ニ之ヲ大審院ニ遞送スヘシ

第三十五條 大審院ハ上告ヲ審按シ上告不當若クハ理ナシト決スルキハ理由ヲ付シタル判文ヲ原裁判所ニ發付シ上告人ニ傳達セシメテ後決行セシム上告理アリト決スルキハ原裁判ヲ破毀シテ更ニ定メノ裁判所ニ移シ若クハ大審院自ラ之ヲ審判スヘキノ旨ヲ判シ若クハ單ヘニ其擬律ヲ平翻シテ原裁判所ニ發付シ處分セシム其判文ハ並ニ理由ヲ付スヘシ

第三十六條 檢事上告スル時ハ趣意明細書及其文書類ヲ直ニ司法卿ニ遞送シ司法卿ハ上告趣意明細書及其文書類ヲ相當ノ檢事ヲシテ之ヲ大審院ニ付セシメ大審院ニ於テ判文已ニ成ルキハ司法卿ヲ經

0075

由シテ原裁判所ニ付シ處行セシム

十四